

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
中学校通信教育規定	中学校の通信教育を受けることのできる者は、昭和二十一年三月三十一日以前の尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に限る。	c		通信制中学校に関する規定は、戦後、義務教育が9年間に延長されたことに伴い、戦前の義務教育修了者の中で、新学制における中学校を修了したいという意向を持つ方を対象に、その学習を容易にするために規定されているものです。学齢児童生徒を対象に教育を行う場合は、児童生徒が心身の発達段階に応じた対面指導を通じた教育を受け、教育課程を修了するとともに、豊かな社会性や人間性を身につけることが重要です。従って、義務教育段階において、通信制を前提とした学校教育を実施することはできません。		z0800001	文部科学省	通信制中学校の入学要件の緩和	5021	50210001	11	学校法人八洲学園	1	通信制中学校の入学要件の緩和	・学校教育法、第二百五条 中学校は、当分の間、尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に対して、通信による教育を行うことができる。及び、中学校通信教育規程、第二条 「中学校の通信教育を受けることのできる者は、昭和二十一年三月三十一日以前の尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に限る。」の撤廃 ・独立した通信制中学校の設置を通信制高校の設置基準に準じて認可する	主に不登校生徒を受け入れ、通信教育の方法で中学校教育を実施することで、不登校生徒への教育機会を保障する。	・高等学校には通信制課程が認められており、本学課程はこれまで、不登校生徒の受け入れのための通信制高校を2校運営し、大きな成果をあげてきた。しかし、中学生及びその保護者から高校と同様の通信制の中学の要望が多数寄せられているが、法令より受け入れが難しい。 ・不登校の生徒のために、特設で「IT等の活用による不登校生徒の学習機会拡大事業」が認められているが、これは緊急避難的には有効な方法ではあるが、長期化した際に、在籍する中学校が主体性を持って教育することができず、生徒に十分な教育を提供しにくいことにならない。しかし、通信制中学を設置し生徒を受け入れた場合、すでに高校で十分に検証された教育方法で、通信が困難な生徒に対しては学習指導要領に則した教育を提供することができる。 ・通信教育による方法であれば、広域の不登校生徒を1箇所指導できるため、教材開発、指導などを不登校について専門の教員の担当でき、質的・数量的な指導が公平に行え、生徒にとって良い学習環境が確保できる。 ・中学生にとって個別・他の生徒との直接対話は必要である。通信制高校と同様に個別指導は実施するが、遠方ではない生徒においては、インターネットにより授業を中継する方法も活用する。 ・独立した通信制中学校の設置は通信制高校同様に必要最低限(通信制高校では1200平米)とし、通信制高校が行っているのと同様に各地に協力校を設けてそこで直接指導などを実施する。 ・なお、このような通信制中学校は全国範囲で(又は政令指定地域)に最低1校ずつ公立で設置しつつ相互のネットワークを構築するのが望ましいと思われる。 ・文部科学省でも義務教育全体について見直すことであるが、その中でも現状の不登校児童の増大の一助も早い解決は極めて重要であり義務教育の根幹にかかわると考えられるため、是非、その検討において、通信制の中学校の開設を可能とすることを要望する。	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条	教育委員会は原則として5人の委員で組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県・指定都市は6人、町村は3人とすることができる。	c		教育委員会は、原則5人の教育委員から構成する合議制の機関とすることで、教育行政への多様な民意の反映が期待されています。町村においても、原則5人で構成され、十分に民意が反映されることが望ましいと考えます。なお、教育委員の数を含め、地域の実情に応じた教育委員会組織の在り方について、現在、中央教育審議会において検討中です。		z0800002	文部科学省	教育委員会の委員の数の緩和	5030	50300001	11	地方自治改革の会	1	教育委員会の委員の数の緩和	教育委員会の委員の人数は市では5人と、法で定められているが、上限或いは下限もしくは一定の範囲を示し市町村の判断に任せるようにされたい。またその場合には、行政コスト低減を図るために監査委員等に見られるように最低人数を3人程度にされたい。	行政改革により公務員の定数管理などを行うにあたり、一般の行政職員のみならず、非常勤の委員についても自治体独自の効率化を図っていくことが必要だと考えられる。監査委員などは2人または3人とされていることから他の委員の人数も削減可能と考える。また、規模が小さく変わらない町村などにおいては人数が少なく設定されていることが市においても人数削減が可能な理由の一つと考える。さらにこれら委員は地域によっては各職能的なものもあると聞くので尚更削減を可能とされたい。	連絡はメールでお願いします。	
教員研修事業費等補助金(スクールカウンセラー活用事業補助)交付要綱及び取扱要領	スクールカウンセラーの十分な活用が出来ない場合の経過措置として、原則として、スクールカウンセラー等の総数の30%以内でスクールカウンセラーに準ずる者を活用することができる。	d		現在、公立中学校への配置を進める上で、スクールカウンセラーの有資格者数が少ないなど、地域の実情により準ずる者の配置が30%以上の割合とならざるを得ない場合がありますが、それらの場合には、スクールカウンセラーの有資格者の採用状況や地域的な偏在等を総合的に勘案し、運用上で認めているところですが、		z0800003	文部科学省	スクール・カウンセラーの選考資格の規制緩和	5039	50390001	11	湯島心理相談所	1	スクール・カウンセラーの選考資格の規制緩和	文科省初等中等教育局長の通達「スクール・カウンセラー(SCと略す)の選考の基準(資料1)」の中、第4条の「ただし書き」の全文(3行)を削除する。	日本各地の教育委員会は、この削除はじめ、学習不適、学級崩壊、反社会的行動、キャリア相談等がある。これには臨床心理士よりも、準ずる者の方が適していることがはっきりしてきた。臨床心理士は1対1の対応は訓練されているが小集団、学級集団への対応は訓練されていない。文科省がSCを臨床心理士に独占させている中で、教育現場・心理学界・心理系の学部、大学院は文科省に占めさせている中で、教育現場・心理学界・心理学以外の心理学(教育、発達相談、臨床心理学)を学ぶ多数の大学生に、準ずる者になれる就職の道を開く。退職教員、現場の教師の中に、準ずる者を希望する有能なカウンセラーが多くなる。	SCに対する学校の要望は、不登校・いじめ、学習不適、学級崩壊、反社会的行動、キャリア相談等がある。これには臨床心理士よりも、準ずる者の方が適していることがはっきりしてきた。臨床心理士は1対1の対応は訓練されているが小集団、学級集団への対応は訓練されていない。文科省がSCを臨床心理士に独占させている中で、教育現場・心理学界・心理系の学部、大学院は文科省に占めさせている中で、教育現場・心理学界・心理学以外の心理学(教育、発達相談、臨床心理学)を学ぶ多数の大学生に、準ずる者になれる就職の道を開く。退職教員、現場の教師の中に、準ずる者を希望する有能なカウンセラーが多くなる。	*資料1(初等中等教育局長平成13年4月2日通達)

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
教員研修事業費等補助金(スクールカウンセラー活用事業補助)交付要綱及び取扱要領	スクールカウンセラーの十分な活用が出来ない場合の経過措置として、原則として、スクールカウンセラー等の総数の30%以内でスクールカウンセラーに準ずる者を活用することができる。	d		現在、公立中学校への配置を進める上で、スクールカウンセラーの有資格者数が少ないなど、地域の実情により準ずる者の配置が30%以上の割合とならざるを得ない場合がありますが、それらの場合には、スクールカウンセラーの有資格者の採用状況や地域的な偏在等を総合的に勘案し、運用上で認めているところです。		z0800004	文部科学省	スクール・カウンセラーの選考の規制緩和をする	5041	50410001	11	NPO日本教育カウンセラー協会	1	スクール・カウンセラーの選考の規制緩和をする	スクール・カウンセラーの選考の基準(資料1)の中、第4条のただし書き全文を削除する。または、第3条と第4条を書き換えて、スクール・カウンセラーに準ずる者(以下、準ずる者とす)の採用を自由にする。これにより、臨床心理士がスクール・カウンセラーを事実上独占する規制を撤廃する。	各地の教育委員会は、地域の特性・ニーズ・予算に合わせて、臨床心理士以外に多くのカウンセラーが養成されてきた。資料2(p.8)の調査結果から見て、現職の教師が満足している者は、臨床心理士以外のカウンセラーである。財務省の総括調査票の結果(資料3)も調査2の結果と同じく、準ずる者が臨床心理士より有効であることを示している。準ずる者の例として、教育カウンセラーは、学級集団と子ども小集団を扱う実施訓練をしている。だから、問題行動を治す臨床心理士より問題を予防し、健全な発達に適している。	*資料1 (初等中等教育局・局長適達) *資料2 (スクール・カウンセラーに期待する活動内容と実態) *資料3 (財務省、総括調査票)	
現行制度において規制の根拠となる法令はないが、非常勤職員の採用については、人事院規則8-14(非常勤職員等の任用に関する特例)第1条が根拠法令となる。	現行制度において非常勤職員募集を規制する法令、制度はなく、各府省庁の判断に委ねられている。 なお、非常勤職員の採用については、人事院規則8-14第1条のとおり競争試験又は選考のいずれにもよらないで実施することが可能となっている。	d		非常勤の国家公務員の採用については、現行制度においても民間の求人情報メディアを活用することが可能となっている。		z0800005	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に最適な募集採用費用を予算化し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。	民間の求人情報事業が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。		
制度としての第三者評価制度は設けられていない。 なお、関連する制度として、小学校設置基準等において学校は、自己点検・評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとされている。(また、独自の評価の実施は禁止はされておらず、外部評価を導入している学校もある。) また、国は都道府県、市町村の教育事務の適正な処理を図るため、指導、助言、援助等を行う。	学校が、保護者や地域住民に信頼されるためには、学校の情報を積極的に公開して説明責任を果たすとともに、適切な評価システムを構築して、教育の質を保証し、不断の検証を図るの在り方については、今後検討していく予定です。 なお、平成15年度間における公立学校の外部評価の実施状況は6割を超えています。	c		1) 現在教育制度の弾力化、地方・学校への権限委譲の議論が行われ教育の多様な取り組みが進んでいるものの、他方で、国が義務教育のナショナルスタンダードを保障する統一の評価制度、体制が構築されていない 2) このような評価制度、体制がないまま一方的に弾力化、権限委譲が行われると、公共的なサービスとして一定の枠組みがありながらその水準がバラバラ(最低の水準すら確保されない)となり、公の性質を有すべき学校制度の社会に対する信頼性を損ねるばかりか、教育の機会均等が損なわれるなど義務教育の根幹を揺るがしかねない。 3) また、評価制度のないまま改革を進め、各学校や各地方自治体独自に行われる情報公開のみによって市場の判断に委ねるなどとする、恣意的な情報や一般には理解が難しい専門的事項の情報が中心になることで、十分な学校選択が行われないなどの弊害があり、ひいては教育改革に対する国民の理解が損なわれる可能性がある 4) 中立的な第三者評価を実施することで、これらの問題はクリアでき、公教育として、広く国民に信託され、かつ学校が効率的な学校運営を行う環境を作ることができ 5) 事前規制の弾力化に伴う事後チェックとしての評価の導入は、すでに高等教育でも自己点検評価という形で進められており、本提案は、このような流れをいっそう促進するものである。		z0800006	文部科学省	国による義務教育保障機能を果たすための第三者評価制度の構築	5054	50540001	11	株式会社 バデコ	1	国による義務教育保障機能を果たすための第三者評価制度の構築	1. 河村プランでは、義務教育の到達目標の明確化と制度の弾力化、地方が自ら考え創意工夫できるよう地方・学校の権限強化、義務教育の根幹(機会均等・水準確保・無償制)については国が責任を持って担保、とし、義務教育の運営体制を行政指導から成果の保障(事前規制から事後チェック)に移行しようとしている。 2. しかしながら、実際において義務教育を保障する機能が成立しておらず、結果責任を求められない権限委譲となっている。 3. そのため、本提案では、イギリス、アメリカ、ニュージーランドの教育改革について失敗した点をも含め参考にし、日本の社会・経済背景に合わせた、国による義務教育保障機能を果たす制度を提案する。 4. 第三者評価システムを導入する。 5. については、河村プランの義務教育全体の検討の中で、是非、右に提案する事項も取り扱うことを要望するものである。	具体的には以下の事業を提案する。 1) 国に中立的な評価機能を確立する為の基礎として、全国統一の評価基準、方法を確立し、同機能を担担する評価機構を構築する。 2) 第三者の評価機関が各種専門家から構成される評価チームを形成し、国の定めた評価基準に準じて学校を評価し、これを国に報告する。 3) 国は評価結果を原則公開する。また地方自治体に情報提供する。 4) 地方自治体は提供された情報に基づき、学校への支援内容を検討し、実施を促進する。この支援業務に民間の参入も可能とするが、評価を行った機関は評価を行った学校への支援業務には参加できないこととする。 5) 学校は、学校改善策を原則公開し、改善策の進捗状況についても公開する。また評価の結果、改善策が実行されていない学校に対しては、通常の次期評価機会を待たずに再評価を行う。 6) 国の定める評価機能・基準は、徹底的改善の為に、外部評価を含めた委員会によって定期的に見直しを行われる。 7) 評価チーム構成について 教員経験が豊富で学校評価を行える人材、校長経験をも含む教員経験が深い人材、教育行政に詳しい人材、地域代表・保護者代表を加えて構成する。(詳細は添付資料を参照) 8) 評価基準・方法論、手続きを全国で統一することにより、ナショナルスタンダードの達成を保障できる。 9) 国として評価を行い公表することで、教育の質の透明性を確保できる。 10) 上記8)から、これらが必要となるであろう多様な評価機関をそれぞれに押しつけても、国としての望ましい標準を満たすことが可能である。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
文部科学省発注工事請負等契約規則(平成13年文部科学省訓令第22号) 別記第二号 製造請負契約基準 (権利義務の譲渡等) 第四 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。	物品、役務関係については、平成14年5月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。	b		ご要望事項に関して、物品、役務関係については、平成16年度中の実施を目的に検討を進めているところです。	国の機関及び地方自治体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。	z0800007	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。		債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省など一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。
文部科学省発注工事請負等契約規則(平成13年文部科学省訓令第22号) 別記第二号 製造請負契約基準 (権利義務の譲渡等) 第四 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。	物品、役務関係については、平成14年5月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。	b		ご要望事項に関して、物品、役務関係については、平成16年度中の実施を目的に検討を進めているところです。		z0800007	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省市及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省市の対応が異なり、統一した対応が求められる。	
原子力災害対策特別措置法施行規則第9条及び第21条	A型輸送物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物については、放射線量の観点から、火災、爆発等により一定の放射線量を検出した場合には、原子力緊急事態となり得るため、放射性物質の漏えいに関する通報基準を定めている。	c		原子力災害対策特別措置法に定める原子力緊急事態のうち、事業所外運搬に係る事象は、放射性物質の漏えいに関するものほか、放射線量に関するものがあります。 「放射性物質の漏えい」の観点からは、原子力災害対策特別措置法施行規則第21条第2号において、A2値の放射性物質が容器から漏えい又は漏えいする蓋然性が高い状態にあることを原子力緊急事態に該当する事象としています。これに関し、A型輸送物については、収納している放射性物質の量がA2値以下であることから原子力緊急事態にはなり得ず、また、IP-2型、IP-3型輸送物については、A2値以上収納されていても漏えいした放射性物質から一定以上の被ばくを受けないような収納物であることから、施行規則第21条第2号において原子力緊急事態の対象から除外されているところです。 一方、「放射線量」の観点からは、原子力災害対策特別措置法施行令第6条第3項第3号において、輸送容器の型によらず、容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が測定された場合は原子力緊急事態に該当する事象としています。つまり、A型輸送物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物のいずれについても、事故等の状況によっては原子力緊急事態になり得ると想定されており、この観点から、これらの輸送物に「放射性物質の漏えい」に関する通報基準を定めることは原子力災害対策特別措置法の目的を超えるものではありません。		z0800008	文部科学省、経済産業省、国土交通省	使用済み燃料輸送容器等の事業所外運搬時の原子力災害対策特別措置法による通報義務の適用除外	5056	50560222	11	(社)日本経済団体連合会	222	使用済み燃料輸送容器等の事業所外運搬時の原子力災害対策特別措置法による通報義務の適用除外	原子力緊急事態に該当する漏えい「理論的に発生しないA型輸送物と原子力災害対策特別措置法施行規則第21条第2号で原子力緊急事態から除外されている低比放射性物質(IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物)の運搬についても、L型とIP-1型の輸送物と同様に、原子力災害対策特別措置法第10条の通報対象から除外すべきである。		原子力災害対策特別措置法は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としており、事態が進展しても原子力災害が発生しない事象にまで通報を求めるのは法の目的を超えるものである。 「全国規模での規制改革要望」に対する各省市からの再回答について、「平成16年1月29日内閣府」において、「A型輸送物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物については、漏えいが100%ありえないとは言いがたいので除外することは困難」という回答があったが、要望理由は、原子力災害対策特別措置法第10条の通報基準(漏えいのおそれがある)で原子力緊急事態を否定しているのではない。原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態(一定以上の漏えいのおそれがある)に該当する可能性がない。特に、事業所外運搬の際には、周辺に影響の少ない微量の放射性物質の漏えいであっても、通報をすることとなっている。 なお、A型輸送物にはA2値(原子力緊急事態となる漏えい量)を超える放射性物質は含まれていないため、万が一漏えいがあったとしても原子力災害が発生する可能性はない。また、IP型からの漏えいについても、もし漏えいが発生したとしても、法令上、原子力緊急事態に該当しない。	原子力緊急事態(原子力災害対策特別措置法の第15条で定義)に至る恐れのない、低レベル放射性廃棄物や中に使用済み燃料が入っていない使用済み燃料輸送容器を輸送する場合にも、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく関係機関への通報が義務付けられている。特に、事業所外運搬の際には、周辺に影響の少ない微量の放射性物質の漏えいであっても、通報をすることとなっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
原子力災害対策特別措置法第7条及び第10条	原子力防災管理者は、原子力事業所の境界付近において法令で定める基準以上の放射線量が検出された場合等には、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長、関係隣接都道府県知事に通報しなければならないこととされている。	d		本件については、平成16年7月28日付けの文部科学省及び経済産業省からの通知文書により、所在市町村から水域を隔てて位置している市町村であって、行政区画上所在市町村と陸続きで隣接していないものの取扱について、EPZに従って、都道府県地域防災計画において定められている範囲に市町村の陸域の一部又は全部が位置している場合には、当該市町村を隣接市町村として取り扱うこととしました。 このことにより、当該隣接市町村を包括する都道府県知事においては、原災法における関係隣接都道府県知事として取り扱うこととなっています。		z0800009	文部科学省、経済産業省	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義変更	5056	50560223	11	(社)日本経済団体連合会	223	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義変更	原子力事業所の「当該原子力事業所の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」に含まれる市町村を有する都道府県でも、その都道府県が所在市町村に隣接していない場合、原子力事業者からの原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報を受ける権利がないので、住民の安全対策上問題が多い。「『全国規模での規制改革要望』に対する各官庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府)において、本要望に対して、「防災業務計画等において対応するが望ましい」という回答があったが、関係隣接都道府県でない都道府県の都道府県知事を、防災指針で定められているEPZのような距離の概念を入れ、実際に対策が必要な都道府県が含まれるように「当該原子力事業所の防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲を含む市町村を包括する都道府県の都道府県知事」という規制に変更すべきである。 なお、この場合、「関係隣接都道府県」から「関係周辺都道府県」へと名称を変更することが適切である。	原子力災害対策特別措置法上の関係隣接都道府県は、原子力事業所からの距離に関係なく定められる。 このため、原子力事業所から遠く離れていても関係隣接都道府県になる可能性がある一方、原子力事業所の近く(防災指針において定められた「当該原子力事業所の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)」の目安の距離内)でも、関係隣接都道府県に入らないケースがある。 更に、合併等で市町村の境界が変更された場合、原子力事業所の設備等に何ら変更がなくとも、関係隣接都道府県が変更になる可能性がある。		
修学旅行者に係る費用の基準額等については、各地方自治体の裁量に委ねられているところ	修学旅行者に係る費用の基準額等については、各地方自治体の裁量に委ねられているところ	e		修学旅行者に係る費用の基準額等については、各地方自治体の裁量に委ねられているところ		z0800010	文部科学省	東京都、埼玉県の公立高等学校の修学旅行費用上限額指導の撤廃	5065	50650001	11	財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	1	東京都、埼玉県の公立高等学校の修学旅行費用上限額指導の撤廃	沖縄県地域は、その独特の歴史文化、沖縄戦の経験、自然環境から、中学生・高校生等があらためて自らの社会の姿や、自然の素晴らしさを生き生きと認識・体験できる修学旅行の目的地として近年全国的に注目されており、平成15年には県外1,795校より33万5,859人の生徒が修学旅行目的で沖縄を訪れている。 修学旅行の費用については、私立学校の場合は各校の判断に委ねられている模様であるが、東京都立高校については「学校徴収金」等に係る取扱いについて(通知)(別紙参照)により1人当たり85,000円を所要上限額とされ、これが平成15年3月に「修学旅行の生徒1人当たり経費の上限額の見直しについて(通知)」により76,000円に変更に切り下げられている。なお、海外への修学旅行費用は10万円まで認められている模様。また、埼玉県では平成9年4月に「埼玉県立高等学校が行う修学旅行について(通知)」に基づき81,000円の基準額が通知されたものの、その後も体験学習、班別行動等これを超えて実施されていたようであるが、最近では、全費用を基準額内に収めるよう指導がなされている模様である。 修学旅行の目的から、簡素で低廉な計画により教育効果を高めるべき事は当然の要請であるが、費用上限額の設定により各学校の自主的な選択の余地が制限されること、全国で沖縄県地域だけが結果として排除される(距離のうえで同様な韓国等には10万円まで認められる)ことについては疑問なしとせず、規制緩和、観光立国推進及び沖縄振興の観点から費用上限額指導の撤廃又は緩和を要望したい。	沖縄における観光産業は、リーディング産業と位置付けられ、観光客の誘致は官民挙げて取り組んでいるところであり、また、沖縄県地域は、その独特の歴史文化、沖縄戦の経験、自然環境等から、中学生・高校生等の修学旅行にとっては貴重な体験のできる地域である。修学旅行費用上限額指導の撤廃又は緩和により、修学旅行者の誘致が積極的に図れる。	・沖縄の観光振興にあつては、特に米国同時多発テロ事件の影響を考慮して、崩壊観光振興会議の開催、修学旅行関係者の沖縄招聘事業の実施、各都道府県知事あてに沖縄への修学旅行を促める3大臣(尾見沖縄及び北方対策担当大臣、崩壊観光立国推進大臣、遠山文部科学大臣(当時))連名の文書発出等の支援措置を講じてきた経緯もあり、修学旅行費用上限額の設定により各学校の自主的な選択の余地が制限されること、全国で沖縄県地域だけが結果として排除されることについては疑問なしとせず、規制緩和、観光立国推進及び沖縄振興の観点から費用上限額指導の撤廃又は緩和を要望したい。	「学校徴収金」等に係わる取扱いについて(通知)
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第4条	放射性同位元素を業として販売し、又は賃貸しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。	d		放射線発生装置の賃貸については、許可の必要はありません。 ただし、電源を投入する等放射線発生装置を自ら使用する場、その使用によって生じた放射化物(放射性同位元素として放射線障害防止法の規制対象となるものに限る。)を直接所持する場合は、放射線障害防止法第3条第1項に規定する使用の許可が必要となります。		z0800011	文部科学省	放射線障害防止法について	5086	50860039	11	社団法人リース事業協会	39	放射線障害防止法について	放射線発生装置をリースする場合、リース会社に使用の許可が求められているが、当該規制を撤廃すること。	高価な医療機器(放射線発生装置)等についてリースによる円滑な導入が可能となる。	平成15年10月10日「放射線障害防止法」に対する回答において、一定レベル以上の放射線発生装置を賃貸する場合は、リース会社は使用の許可を取得することが求められているが、本来、放射線発生装置の販売及び賃貸に規制はないため、当該規制を撤廃すること。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
各省庁の会計にかかるとする規則や運用	文部科学省の会計に係る規則上、クレジットカード決済による支払に対する規制は存在しない。	e		文部科学省の会計に係る規則上、クレジットカード決済による支払に対する規制はありません。		z0800012	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払を行うことに対する規制緩和をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード支払で行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができる。具体的には職員の精算業務の効率化、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各省庁の会計規則上問題があれば、行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	
規制の根拠となる該当法令等はありません。	各国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構にて定める会計規程等により、授業料等の収納業務を行っているところ。	d		国立大学及び国立高等専門学校等の法人化により、制度上の規制は特段設けておらず、民間事業者の参入は既に法人の判断により可能となっています。各国立大学法人及び各国立高等専門学校においては、授業料納入手続きの利便性の向上や簡素化を図るため、代行納付から口座振替方式への変更、窓口収納の廃止などのほか、附属病院においてはクレジットカード決済による診療費の収納を行っているところであり、ご提案頂いた件については各国立大学法人及び各国立高等専門学校にご連絡下さい。		z0800013	文部科学省	国立大学・高等専門学校等の受験料・授業料の支払(納付)代行業務	5095	50950007	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	7	国立大学・高等専門学校等の受験料・授業料の支払(納付)代行業務	各国立大学の「財務及び会計に関する事項についての基準」(会計規程)で「クレジットカード決済も行う」といった追加をしていただきたい。	クレジットカード決済による立替払い	学生及び学生の両親等の支払(納付)方法の多様化による利便性と収納率の向上を図るため、クレジットカードの立替払いによる支払(納付)代行を行いたい。各国立大学等の「財務及び会計に関する事項についての基準」において、クレジットカードの立替払いを認めていただければ、その旨を明示していただきたい。	
教員研修事業費等補助金(スクールカウンセラー活用事業補助)交付要綱及び取扱要領	スクールカウンセラーの十分な活用が出来ない場合の経過措置として、原則として、スクールカウンセラー等の総数の30%以内でスクールカウンセラーに準ずる者を活用することができる。	d		現在、公立中学校への配置を進める上で、スクールカウンセラーの有資格者数が少ないなど、地域の実情により準ずる者の配置が30%以上の割合とならざるを得ない場合がありますが、それらの場合には、スクールカウンセラーの有資格者の採用状況や地域的な偏在等を総合的に勘案し、運用上で認めているところ。		z0800014	文部科学省	スクール・カウンセラーの業務独占資格の廃止	5098	50980001	11	H. C. G. 研究所	1	スクール・カウンセラーの業務独占資格の廃止	スクール・カウンセラー(SCと略す)の選考の基準の中、第4条の「ただし書き」の全文(3行)を削除する。	日本各地の教育委員会は、この削除により、学校のニーズ・学区の教育予算にあった、SCとSCに準ずる者を自由に採用することができる。これにより以下の効果が生まれる。 教育委員会の人事は臨床心理士に限定されてきた。臨床心理士は1対1の対応が、広く人材を採用し、活用することができる。準ずる者に就職と活躍の機会と希望を与える。 臨床心理学(教育、学習発達、心理学)を学ぶ多数の大学生に準ずる者になる希望と就職の道を開く。退職感が大い。SCがスタートして7年文科省は臨床心理士以外の資格者への配慮を示すべきである。	SCに対する学校の要望は、不登校・いじめ、学習不調、学級崩壊、反社会的行動、キャリア相談等がある。これには臨床心理士よりも、教育カウンセラー、学級心理士の方が適していることが実証されてきた。臨床心理士は1対1の対応は訓練されているが、小集団、学級集団への対応は訓練されていない。文科省がSCを臨床心理士に事実上独占させているので、教育現場心理学界・心理系の学会と希望を伝える。 臨床心理学(教育、学習発達、心理学)を学ぶ多数の大学生に準ずる者になる希望と就職の道を開く。退職感が大い。SCがスタートして7年文科省は臨床心理士以外の資格者への配慮を示すべきである。	*資料1(初等中等教育局長平成13年4月2日通達)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
各種学校規程第9条、第10条、第11条	各種学校には、その教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設、設備を備えなければならない	c		インターネット等を利用した通信による教育が中心であるとしても、スクーリングや生徒との面接等を行うことも想定されます。また、添削等のための施設も必要であると考えられ、教育の質の確保の観点から、一定の施設を所有することは必要であると考えます。 なお、本年6月に各種学校規程第10条第4項の改正を行い、各種学校の施設については、特別の事情があり、教育上及び安全上支障がない場合には、他の学校等の施設を使用することができるようになりましたので、この規定が利用できるか検討されてはと思います。		z0800015	文部科学省	不登校生徒の公教育の補完として教育実践を認可してもらいたい。	5101	51010001	11	財団法人光和英学院（新名称） 財団法人 国際福祉教育財団	1	不登校生徒の公教育の補完として教育実践を認可してもらいたい。	開設時、英語教育を主体の各種学校でスタートしたが、現在、小学校・中学校・高校の児童生徒で不登校生の学習指導の学習指導の授業を行っている。 インターネットテレビ会議（授業）システムを用いている為、学生が自宅にいながら指導を受けるので、施設が不要なため学校教育法の施設に関する条項に緩和を求めたい	インターネットテレビ授業システムを用いて、全国の小学生から高校生の不登校の生徒を対象に、双方向でリアルタイムで学習指導を行い、学校の授業の補充教育を行い、復習後の学力の遅れ等が無いように指導を行います。 パソコンを所有していない場合は、廉価でのレンタル制度を準備し、保護者の負担がかからないようにしております。	開設時の英語教育以外をやってはいけない。又施設がないとやってはいけないという制度の特をはずしてもらいたい。 インターネットを利用することで、施設が要らない。また、通学区域の規制が無いことから、県域を越えた指導が可能となつていくことを期待しています。 の教育を行うことへの認可を受けたい。	
憲法第89条	公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならないとされている。	c f		特区において学校の設置主体として認められる株式会社に対する私学助成については、憲法第89条の問題があり、国庫であると考えます。 憲法では、「公の支配に属しない慈善の事業に対し、公金を支出することを禁じています。こうした憲法の定めるルールに基づいて、国からの助成を行うため、私学助成を受ける株式会社等の設置する学校に対しては、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法の3つの法律により、「公の支配」に属するようにするための様々な規制が付けられています。私学助成は、これらの法の規定により、はじめて憲法上も可能となっているのです。 株式会社を学校の設置主体とする特例措置は、これら3法より株式会社等が受けたいがような規制を受けずに学校を設置したいという要望を受けて設けられたものであり、助成措置の対象とするために、「公の支配」に属しないという事項があるため、このような制度を活用し、他の学校法人と同様の条件下で国からの助成を受けることが適当であると考えられます。 また、規制については、当該の所管としているところではあるものの、前記措置と同様に、まずはそれぞれの法人類型における規制体系の中で検討されるべき問題であり、株式会社等が学校設置事業を行った場合（行おうとする場合）については、株式会社等規制の中での株式会社等が他の事業を行っている場合に準じて規制を受けるべき問題であると考えます。 なお、「単なる私学助成の促進を定めるもの」は、要望の対象とはされていないとします。		z0800016	総務省、財務省、文部科学省	株式会社と学校法人の競争条件の同一化の実現	5113	51130004	11	(株)LEC東京リーガルマインド	4	株式会社と学校法人の競争条件の同一化の実現	株式会社大学にも学校法人と同様の私学助成と優遇税制を適用するべく、構造改革特別区域法第12条を改正すること	株式会社大学と学校法人大学の競争条件同一化による学校教育の活性化	現在株式会社大学は、「株式会社」であるがゆえの義務の上に「大学」であるがゆえの過大な義務が課せられ、かつ、「大学」であるがゆえに「株式会社」としての権利・自由を制限され、かといって「大学」であるがゆえの権利と自由を殆ど享受できず、教育理念の実現を大きく阻害されているのが現状です。最終的には学校法人大学がその質的向上を目指すためには、株式会社と同様、自由競争原理の下に置かれなければならない。しかし、その実現にはかなりの期間がかかることが予想されます。とするならば、現段階で、可及的に学校法人大学と株式会社立大学とを同じ土俵で競争させるよう、暫定的な措置を講じる必要があると考えます。	添付資料あり(特区法12条改正提案書、特区法12条改正案、税制比較表)
1について 学校教育法第82条の5 専修学校設置基準第22条、第23条、第25条 2について 私立学校法第81条、第64条第1項	1について 私立専修学校の設置者は、専修学校を設置するために必要な経済的基礎を有すること、設置者が専修学校を専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること、設置者が社会的信用を有すること、とされている。 また、専修学校の校地や校舎は原則として自己所有であることとされている。 2について 私立専修学校の設置認可に当たっては、予め私立学校審議会の意見を聴かなければならないとされている。	1.e 2.c		1 現行法令上、株式会社も専修学校の設置主体となりうるところであり、校地・校舎については自己所有が原則ですが、特別の事情があり、かつ教育上の支障のないことが確保である場合には、自己所有を要しないことも可能です。また、実際にも、株式会社立の専修学校は存在し、校地等が備用である専修学校もあります。 したがって、専修学校の設置に対する具体的なご要望につきましては、所轄庁である都道府県とよくご相談いただければと思います。 2 私立学校審議会は、私立学校の設置廃止の認可や閉鎖命令、学校法人の設立認可や解散命令など都道府県知事の権限行使に当たり、第三者等の意見を十分反映することにより、私立学校に対する都道府県知事の関与の適正を期するという趣旨から設けられているものです。 このように、私立学校審議会は、私立学校の自主性の尊重という観点から重要な意義を有するものであり、私立専修学校の設置認可に当たり諮問を不要とすることは困難と考えます。		z0800017	文部科学省	専修学校経営への株式会社への参入促進にかかる提案	5113	51130005	11	(株)LEC東京リーガルマインド	5	専修学校経営への株式会社への参入促進にかかる提案	株式会社等が専修学校経営に参入できるよう、以下の2点につき提案いたします。 1. 専修学校は、株式会社も設置主体となりうること、及び、設置にあたり校地・校舎の自己所有は必ずしも要しないこと、の2点を法律に明記すること。 2. 専修学校の認可にかかる私立学校審議会への諮問手続きを不要化すること。	左記のような措置をとった場合、認可権者である都道府県の規制や私立学校審議会の同業者による民間規制を受けることなく、専修学校経営への株式会社への参入が容易になります。その結果、多くの専修学校によって競争が行われ、また様々な経営主体によって多様な教育が提供されること、の2点を理由に、その2点に理由を述べ、それらの規制を緩和あるいは廃止することで、株式会社への専修学校経営を容易にし、学生に多様な教育サービスを提供できるようにするものです。	現在、株式会社等が専修学校を開設することは非常に困難となっています。それは、株式会社等が専修学校を設置する主体となりうるという文部科学省の見解を無視し、都道府県が、学校経営の安定性・継続性を問題として株式会社による専修学校開設を認めないこと、そして競合相手である私立学校関係者を構成とした私立学校審議会の諮問手続きを経なければ開設できないこと、の2点に理由がなければならず、今回の提案は、それらの規制を緩和あるいは廃止することで、株式会社への専修学校経営を容易にし、学生に多様な教育サービスを提供できるようにするものです。	添付資料あり(『専修学校への株式会社への参入促進にかかる提案書』)

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
統計法 地方自治法 地方財政法等	統計法、地方自治法及び地方財政法の規定により、国がもつばらその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費は、国が措置すべきものとされており、具体的には学校基本調査委託費取扱要綱(大臣決定)に基づき、適正な配分基準に基づき都道府県に交付されているところ、剰余金が生じた場合は、返還されている。	c		教育統計調査委託費は、もっぱら国の利害に関係する事務に要する経費として当然に国が負担すべきものであることを踏まえ、国において委託費として交付しているものであり、交付金化になじむものではありません。 また、国が委託費として交付したものを他の用途に充てることも、委託費本来の目的を没却することとなるため適当ではないものと考えます。 なお、学校基本調査の委託事務を遂行するための経費に充てられる限り、現行においても弾力的な執行が可能となっています。		z0800018	総務省、文部科学省、経済産業省、農林水産省	国委託事務の精算を廃止(渡しきり交付金制度の導入)	5118	51180003	11	埼玉県草加市	3	国委託事務の精算を廃止(渡しきり交付金制度の導入)	国による市町村への委託事務に係る委託金(交付金)について、市町村の経費削減努力に報い、かつ国費の有効活用をはかるため、これを精算なしの「渡しきり交付金」へと改めることを提案する。	国指定統計調査事務、国政選挙事務等、国の委託事務については、国が標準的な仕様、単価等をもとに算出した委託金を、受託市町村等に渡しきるものとする。市町村等は、この仕様の範囲内で受託事務を遂行し、剰余が生じたときは、当該年度または翌年度に繰り越して、別途の費目に充当することができるものとする。 「渡しきり交付金」については、中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日、中央省庁等改革推進本部決定)の中で、独立行政法人の事業運営のための交付金制度として導入がはかられたところであり、「使い切り主義」による冗費の発生を抑制でき、剰余金を市町村が有効活用することを通じて結果として国費の有効活用となる。 市町村の創意工夫を通じて、国は委託事務の仕様等を改善することができる。 国、都道府県、市町村それぞれに生じる精算事務をなくせる。	国による市町村への委託事務は、国政選挙や各種の統計調査事務等、多数にのぼる。その経費を国が交付しているが、事務終了後に精算する方式をとっているものが多い。特殊な場合を除き、不足した場合に交付金が増額されることはないが、使い残しが生じたときは金額を返還しなければならぬ。このため削減意欲が働きにくく、委託事業の限定された用途の範囲で、金額を使い切ることが慣行化している。 この点について、委託事務の効率的執行を促し、かつ国費の有効活用をはかる観点から、「渡しきり交付金制度」への転換を提案する。 「渡しきり交付金」については、中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日、中央省庁等改革推進本部決定)の中で、独立行政法人の事業運営のための交付金制度として導入がはかられたところであり、「使い切り主義」による冗費の発生を抑制でき、剰余金を市町村が有効活用することを通じて結果として国費の有効活用となる。 市町村の創意工夫を通じて、国は委託事務の仕様等を改善することができる。 国、都道府県、市町村それぞれに生じる精算事務をなくせる。	
著作権法第51条、第54条、第101条	「私権」である著作権の存続期間については、著作物は死後50年(映画は公表後70年)、実演等に関しては死後50年となっている。	e		著作権は、そもそも規制ではなく、WTO協定等の国際条約に基づき、著作者に付与されている「私権」であり、また、本項目は、「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」において日米政府間で交渉中の事項でもあることから、「規制改革・民間開放推進本部」において検討することにはなじまないものと考えます。	著作権の保護期間については、創作を保護することにより、さらなる創作へのインセンティブを付与すること、一定期間経過後は公共物とすることにより、広く文化の発展に資することのバランスを考慮しながら、WTO協定などの国際条約に基づき定めている。	z0800019	文部科学省	知的財産権保護の強化:著作権保護期間の延長	5122	51220022	11	米国	22	知的財産権保護の強化:著作権保護期間の延長	一般的な著作物については著作者の死後70年、また生存期間に関係のない保護期間に関しては著作物発表後95年という、現在の世界的傾向と整合性を保つよう、音声録音および著作権法で保護されるその他の著作物の保護期間を延長する。	日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。		
著作権法第114条、114条の5	民事上の手続において、権利者の立証責任緩和のための規定は、既に措置されている。	e		著作権は、そもそも規制ではなく、WTO協定等の国際条約に基づき、著作者に付与されている「私権」であり、また、本項目は、「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」において日米政府間で交渉中の事項でもあることから、「規制改革・民間開放推進本部」において検討することにはなじまないものと考えます。	著作権は無体財産権であり、侵害に対する損害額の立証が容易でないことに鑑み、我が国では、著作権侵害訴訟における権利者の立証責任の緩和のため、各種の著作権法上の規定を設けてきた。昨年も、侵害額の新たな算定方法を導入する著作権法の改正を行った。	z0800020	文部科学省	知的財産権保護の強化:法廷損害賠償	5122	51220023	11	米国	23	知的財産権保護の強化:法廷損害賠償	侵害行為に対する抑止力となり、侵害により被った損失に対し権利者が公平に補償されることを確保し、また、実際の損害・利益を算出・立証するという困難かつ費用のかかる負担を解消することで司法の効率を向上させる法定損害賠償制度を採用し、知的財産の侵害に対する執行制度を強化する。	日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
					米側に内容を確認したところ、以下についての要望であり、法務省が担当することとなった。 「ファイル交換ソフトの提供者やISPなど、著作権の間接侵害における民事上の責任(Secondary Liability)の扱いについて」	z0800021	文部科学省	知的財産権保護の強化: デジタル・コンテンツの保護	5122	51220024	31	米国	24	知的財産権保護の強化: デジタル・コンテンツの保護	以下の措置によって、デジタル・コンテンツの保護を強化し、オンライン上の著作権侵害を防ぐため日本政府が達成してきたことをさらに積み重ねていく。 オンライン上の海賊行為・オンライン環境上での著作権の一層の効率的行使を図る。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米圏は日本が以下の措置を取ることを提言する。	
著作権法第30条	個人的又は限られた範囲内において著作物を使用することを目的とする場合は、著作権者の許諾無く複製することを認めている。	e		著作権は、そもそも規制ではなく、WTO協定等の国際条約に基づき、著作者に付与されている「私権」であり、また、本項目は、「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」において日米政府間で交渉中の事項でもあることから、「規制改革・民間開放推進本部」において検討することにはなじまないものと考えます。	我が国では、ベルヌ条約やWTO協定の規定に従い、「その複製が著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」として、著作物の私的複製を権利制限が認められる場合として取り扱っている。	z0800022	文部科学省	知的財産権保護の強化: デジタル・コンテンツの保護	5122	51220024	41	米国	24	知的財産権保護の強化: デジタル・コンテンツの保護	以下の措置によって、デジタル・コンテンツの保護を強化し、オンライン上の著作権侵害を防ぐため日本政府が達成してきたことをさらに積み重ねていく。 私的利用に関する例外・私的利用の例外範囲を明確にし、ピア・ツー・ピアのファイル共有といった家庭内利用の範囲を超える行為を示唆する行為が、権利者の許諾なしには認められないことを明らかにする。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米圏は日本が以下の措置を取ることを提言する。	
著作権法第21条	著作権法における一時的蓄積の取扱いについては、これまで十分周知を行ってきた。	e		著作権は、そもそも規制ではなく、WTO協定等の国際条約に基づき、著作者に付与されている「私権」であり、また、本項目は、「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」において日米政府間で交渉中の事項でもあることから、「規制改革・民間開放推進本部」において検討することにはなじまないものと考えます。	我が国では、ベルヌ条約やWTO協定の規定に従い、「その複製が著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」として、著作物の私的複製を権利制限が認められる場合として取り扱っている。	z0800023	文部科学省	知的財産権保護の強化: デジタル・コンテンツの保護	5122	51220024	51	米国	24	知的財産権保護の強化: デジタル・コンテンツの保護	以下の措置によって、デジタル・コンテンツの保護を強化し、オンライン上の著作権侵害を防ぐため日本政府が達成してきたことをさらに積み重ねていく。 一時的複製・確実性と明確な指針を与えるため、「一時的蓄積」は複製権を含意するとの日本政府の重要な認識の適用状況について利害関係者に引き続き助言を与える。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米圏は日本が以下の措置を取ることを提言する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
著作権法第120条の2	技術的保護手段の回避を目的とする装置等の、公衆への販売・貸与等は、「私権」である著作権の侵害を抑制するため、刑事罰の対象としている。	e		著作権は、そもそも規制ではなく、WTO協定等の国際条約に基づき、著作者に付与されている「私権」であり、また、本項目は、「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」において日米政府間で交渉中の事項でもあることから、「規制改革・民間開放推進本部」において検討することにはなじまないものと考えます。	我が国では、WCT・WPPTの規定に従い、著作権者、利用者の両者の利益の調和を図りつつ、適正に制度設計を行っている。	z0800024	文部科学省	知的財産権保護の強化:デジタル・コンテンツの保護	5122	51220024	61	米国	24	知的財産権保護の強化:デジタル・コンテンツの保護	以下の措置によって、デジタル・コンテンツの保護を強化し、オンライン上の著作権侵害を防ぐため日本政府が達成してきたことをさらに積み重ねていく。技術的保護措置(TPM)・デジタル上の著作権侵害の急増を抑制するため、TPMの保護範囲を拡大する。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。	
著作権法第30条	我が国では、私的複製は権利制限として取り扱われている。	e		著作権は、そもそも規制ではなく、WTO協定等の国際条約に基づき、著作者に付与されている「私権」であり、また、本項目は、「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」において日米政府間で交渉中の事項でもあることから、「規制改革・民間開放推進本部」において検討することにはなじまないものと考えます。	我が国では、ベルヌ条約やWTO協定の規定に従い、「その複製が著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」として、著作物の私的複製を権利制限が認められる場合として取り扱っている。	z0800025	文部科学省	知的財産権保護の強化:デジタル・コンテンツの保護	5122	51220024	71	米国	24	知的財産権保護の強化:デジタル・コンテンツの保護	以下の措置によって、デジタル・コンテンツの保護を強化し、オンライン上の著作権侵害を防ぐため日本政府が達成してきたことをさらに積み重ねていく。エンドユーザーの著作権侵害・エンドユーザーによるあらゆる形の著作権侵害を抑制するため、侵害の定義範囲を拡大する。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。	
著作権法第30条第1項、第35条	大学における本の複製については、私的使用の目的に限られる場合には、許される。また、学校の教育者や授業を受ける者は、授業の過程で使用する場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。以上の形態以外では、大学における本の複製は認められない。	e		著作権は、そもそも規制ではなく、WTO協定等の国際条約に基づき、著作者に付与されている「私権」であり、また、本項目は、「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」において日米政府間で交渉中の事項でもあることから、「規制改革・民間開放推進本部」において検討することにはなじまないものと考えます。	我が国では、ベルヌ条約やWTO協定の規定に従い、「その複製が著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」として、著作物の私的複製を権利制限が認められる場合として取り扱っている。	z0800026	文部科学省	知的財産権保護の強化:偽作版	5122	51220025	11	米国	25	知的財産権保護の強化:偽作版	偽作版 特に大学構内において違法に書物が複製されることを防止するため、日本の著作権法の効果的執行に向け措置を講ずる。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
著作権法第35条 第1項	我が国では、教育機関における複製については、厳密な要件を課した上で権利制限として認められており、著作権者の「私権」を不当に害するものではない。	e		著作権は、そもそも規制ではなく、WTO協定等の国際条約に基づき、著作者に付与されている「私権」であり、また、本項目は、「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」において日米政府間で交渉中の事項でもあることから、「規制改革・民間開放推進本部」において検討することにはなじまないものと考えます。	我が国では、ベルヌ条約やWTO協定の規定に従い、「その複製が著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」として、著作物の私的複製を権利制限が認められる場合として取り扱っている。	z0800027	文部科学省	知的財産権保護の強化・著作権法における改正教育例外条項の適切な解釈	5122	51220026	11	米国	26	知的財産権保護の強化・著作権法における改正教育例外条項の適切な解釈	日本の著作権法第35条の教育例外条項が、著作物の通常利用の解釈と矛盾せず、権利者の合法的利益を不当に侵害しないことを確保する。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。	